

ふじみ野市立児童発育・発達支援センター運営業務
委託における公募型プロポーザル実施要領

令和7年6月

ふじみ野市

— 目 次 —

1	業務の目的	3
2	業務内容	
	(1) 業務名	
	(2) 業務内容	
	(3) 履行場所	
	(4) 履行期間	
	(5) 提案限度額	
3	プロポーザル手続に関する事項	4
	(1) 参加資格	
	(2) 応募条件	
	(3) 業者選定スケジュール	5
	(4) 実施要領等の公表・配布	
	(5) 施設見学施設見学	6
	(6) 実施要領等に関する質問の受付	
	(7) 参加資格の確認（参加表明書の提出）	7
	(8) 参加資格の喪失	
	(9) 企画提案書の提出	
	(10) 企画提案参加に際しての留意事項	9
4	受託候補者の選定方法に関する事項	10
	(1) 選定委員会	
	(2) 審査項目及び評価内容	11
	(3) 審査方法	
	(4) 受託候補者の選定	
	(5) 選定結果の通知	
5	契約の締結	12
6	情報公開	
	(1) 選定結果の公表	
	(2) 情報公開	

7 問い合わせ先及び各種書類の提出先 12

1 業務の目的

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第43条及びふじみ野市立児童発育・発達支援センター条例（令和3年ふじみ野市条例第1号）の規定に基づき、市が設置する児童発育・発達支援センターにおいて、本市における発達支援に係る現状を理解の上、発育発達に不安のある児童及び障がいのある児童並びにその保護者が身近な地域で暮らしながら、家族が安心して子育てができ、自己実現を図ることができるよう、専門的且つ高度な支援技術が求められる分野として、継続的な支援の質を確保することを目的に、一定の基準で評価・選考する「公募型プロポーザル」を実施する。

2 業務内容

(1) 業務名

ふじみ野市立児童発育・発達支援センター運営業務委託

(2) 業務内容

「ふじみ野市立児童発育・発達支援センター運営業務委託仕様書」のとおり

(3) 履行場所

ふじみ野市福岡1丁目2番5号 フクトピア
鉄筋コンクリート地上3階
2階部分の一部分（別紙図面）

(4) 履行期間

令和8年4月1日（水）から令和12年3月31日（日）まで

(5) 提案限度額

674,284千円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 プロポーザル手続に関する事項

(1) 参加資格

本プロポーザルに参加を希望する者は、次に掲げる要件を全て満たさなければならぬ。

ア 形態が単体企業であること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

ウ プロポーザル参加表明書の提出期限の日から随意契約締結の日までの期間にふじみ野市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成22年ふじみ野市告示第250号）に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。

エ プロポーザル参加表明書の提出期限の日から随意契約締結の日までの期間にふじみ野市の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成18年ふじみ野市告示第284号）に基づく入札参加除外の措置を受けていない者であること。

オ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始決定を受けている者を除く。

カ ふじみ野市建設工事等入札参加資格に関する規則（平成17年ふじみ野市規則第61号）第3条に規定するふじみ野市建設工事等競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載された者であること。

キ 過去5年間（令和2年度から令和6年度までの期間）に国（公社、公団及び独立行政法人を含む。）又は地方公共団体が発注する本業務と同種又は類似の業務の受託実績があること。この場合の受託実績については、ふじみ野市と契約権限を有する者以外の本支店等の完成実績を含めるものとする。

ク 本業務の実施に当たり、専任の現場責任者を置くことができる者であること。

ケ 現場責任者は、本業務と同種又は類似の業務の履行実績を有し、3か月以上の恒常的な雇用関係にある者であること。

(2) 応募条件

ア 社会福祉法人、学校法人、宗教法人、医療法人、株式会社又は特定非営利活動法人（以下「事業者」という。）であること。

イ 本実施要領に示す児童発達支援事業等のすべてを受託できる事業者であること。

ウ 関係法令を遵守し、社会福祉事業に熱意及び見識を有し、良好な実績があ

ること。

エ 応募日現在において、障害児通所支援事業（児童福祉法第6条の2に規定する障害児通所支援を行う事業をいう。）又は障害福祉サービス事業（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条に規定する障害福祉サービスを行う事業をいう。）を運営していること。

オ 令和8年3月31日までに事業実施に係る準備等を完了し、同年4月1日から事業を開始できること。

（3）業者選定スケジュール

No.	内容	期日
1	実施要領等の公表・配布	6月30日（月）～7月9日（水）
2	施設見学申込 （希望がある場合のみ）	6月30日（月）～7月4日（金）
3	施設見学 （希望がある場合のみ実施）	7月6日（日）
4	参加資格及び参加表明書の提出に関する質問の受付	6月30日（月）～7月8日（火）
5	参加表明書の提出	6月30日（月）～7月9日（水）
6	企画提案書の提出等に関する質問書の受付	6月30日（月）～7月14日（月）
7	質問書の回答	7月18日（金）（随時HPに回答）
8	参加資格審査の結果通知	7月14日（月）
9	企画提案書等の提出	8月4日（月）正午まで
10	選定委員会（ヒアリング審査）	8月8日（金）
11	選定結果通知	8月20日（水）
12	契約締結	9月上旬予定

（4）実施要領等の公表・配布

ア 配布期間 令和7年6月30日（月）～令和7年7月9日（水）

イ 配布方法 ふじみ野市ホームページからダウンロード

<https://www.city.fujimino.saitama.jp/jigyoshanohohe/nyusatsukanrenjoho/kobogataproposaljoho/index.html>

（TOP > 事業者の方へ > 入札関連情報 > 公募型プロポーザル情報）

(5) 施設見学

ア 実施日 令和7年7月6日(日)

希望業者がある場合のみ実施。

施設見学申込 6月30日(月)～7月4日(金)午後5時まで

イ 申込方法及び回答方法

電話で受付、後日見学時間の指定をします。

見学時間30分。

当日の質問は受付ない。

(6) 実施要領等に関する質問の受付

ア 参加資格及び参加表明書の提出に関する質問

(ア) 受付期間

令和7年6月30日(月)～令和7年7月8日(火)午後5時まで

(イ) 質問方法及び回答方法

電話で受付、随時回答する。

イ 企画提案書の提出等に関する質問(アに係る事項を除く)

(ア) 受付期間

令和7年6月30日(月)～令和7年7月14日(月)午後5時まで

(イ) 質問票提出方法

質問票【様式1】に必要事項を記載し、電子メールで提出すること。件名は、「ふじみ野市立児童発育・発達支援センター運営業務委託に関する質問」とすること。

E-mail: jihatsu@city.fujimino.saitama.jp

(ウ) 回答方法

質問に対する回答は、回答する時点で参加表明書の提出があったすべての者に対し、参加表明書に記載された連絡先に電子メールで通知するとともに、市ホームページで公表する。

ただし、質問又は回答の内容が、質問者の提案内容に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。

(エ) 回答日

令和7年7月18日(金)までに随時

(7) 参加資格の確認（参加表明書の提出）

ア 提出書類

資料番号	様式	提出書類名
1	2	プロポーザル参加表明書
2	3	事業者概要書
3	4	業務実績書
4	5-1	会社更生法疎明書面（自認書）
	5-2	民事再生法疎明書面（自認書）
5	—	財務諸表（貸借対照表及び損益計算書） ※直近2期分

イ 提出期限

令和7年7月9日（水）午後5時まで（必着）

ウ 提出部数

1部

エ 提出方法

直接提出又は郵送（簡易書留）とする。直接提出の場合は、午前8時30分から午後5時まで（土日・祝日を除く）。

オ 参加資格の確認・通知

提出されたアの書類により参加資格を確認し、その結果を参加表明書に記載された連絡先に電子メールで連絡した上で郵送する。

なお、参加者資格を有する者が5事業者以上の場合は、事前に審査項目「業務実績」の審査を実施の上、上位4事業者を選定し、企画提案書の提出を要請する。

通知日 令和7年7月14日（月）

(8) 参加資格の喪失

プロポーザル参加者は、参加資格確認後に3(1)の各号に掲げる参加資格の条件を満たさなくなった場合、参加資格を失うものとする。

(9) 企画提案書の提出

ア 企画提案を求める事項

「ふじみ野市立児童発育・発達支援センター運営業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）の趣旨に沿った業務内容を達成するため、次のとおり企画提案書等の提出を求めるものとする。

(イ) 提出書類

a プロポーザル企画提案書等提出届（様式第6号）

b 企画提案書(任意)

任意様式（児童発育・発達支援センター運営業務委託業務換算表（以下「換算表」という）を除く。）とする。ただし、規格はA4判とし、仕様書の内容を確認した上で、次の事項について項目ごとに記載するものとする。

(a) 本業務受注に際しての考え方

(b) 個人情報保護

(c) コンプライアンス

(d) 履行準備

I. 事前準備、スケジュール、研修体制について

(e) 人員体制

I. 業務実施体制、人員配置や採用計画について

II. 従事者に対する教育訓練方針、研修の内容及び計画について

III. 危機管理体制（苦情処理の対応、トラブルやミスに対する改善策、災害等緊急時の支援体制、感染症予防対策）について

(f) 業務全般の運営能力

I. 発達支援についての理念

II. 利用者や家族に対する相談、虐待の疑いについて

保護者との連携及び情報提供について

III. 市、地域関係機関等との連携協力体制（緊急時含む）について

IV. 衛生管理、安全管理対策について

c 見積書(任意)

イ 提出書類

書類番号	様式	提出書類名	提出上の注意
1	6	プロポーザル提案書等提出届	—
2	任意	企画提案書	表紙と換算表を除き、両面20ページ以内で作成し、ページを付すこと。なお、換算表A3版については半分に折り、最終ページに添付すること。

3	任意	見積書 (消費税含む額と含まない額の両方を年度ごとに明記すること。)	年度ごとに本業務に必要な経費(研修費、給食材料費、システム・通信費〈電話料等〉、消耗品費、送迎用車両管理費、保険、その他業務運営費〈光熱水費は市が負担〉)の詳細な積算内訳書を添付すること。(※人件費分のみの金額もわかるように明記すること。)
---	----	---------------------------------------	--

ウ 提出期限

令和7年8月4日(月)正午まで(必着)

エ 提出部数

正本は「イ 提出書類」書類番号1～3で一式とし、1部を提出すること。
副本は書類番号2の企画提案書のみで一式とし、10部提出すること。

オ 提出方法

直接提出又は郵送(簡易書留)とする。直接提出の場合は、午前8時30分から午後5時まで(土日・祝日を除く)。

ただし、8月4日(月)は正午までとする。

(10) 企画提案参加に際しての留意事項

ア 失格事項

プロポーザル参加者が次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (ア) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (イ) 実施要領に違反した場合
- (ウ) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (エ) 実施要領等で示された、提出期限、提出先、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (オ) 公告の日から契約締結日までに参加資格要件を欠く事態が生じた場合

イ 留意事項

(ア) 複数提案の禁止

企画提案書の提出は、1事業者につき1案とする。

(イ) 提出書類の変更の禁止

提出後の提出書類の差し替え、修正、追加等は認めない。ただし、4(1)の選定委員会から要請のあったものについては、この限りでない。

(ウ) 提出書類の取扱い

提出された書類は、返却しない。

企画提案書の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するも

のとし、提出された書類は、提出した者に無断で、このプロポーザルに係る審査以外には利用しない。ただし、受託者として選定された者が作成した企画提案書等の書類については、市が必要と認める場合には、市は、受託者にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

(エ) 費用負担等

本プロポーザルに係る一切の費用は、参加者の負担とする。

提案内容に含まれる特許権など法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、プロポーザル参加者が負う。

ウ 辞退の取扱い

参加表明書の提出後又は企画提案書の提出後に、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに辞退届【様式7】を提出すること。

エ その他

プロポーザル参加者は、企画提案書の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとみなす。

4 受託候補者の選定方法に関する事項

(1) 選定委員会

受託候補者の選定審査は、「ふじみ野市立児童発育・発達支援センター運営業務委託プロポーザル選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において行うこととし、企画提案書の書類審査（プレゼンテーション及びヒアリング審査）を実施する。

ア 日時 令和7年8月8日（金）（時間の詳細は、参加者ごとに別途通知する。）

イ 場所 ふじみ野市役所（場所の詳細は、参加者ごとに別途通知する。）

ウ 実施時間

1 事業者につき、40分以内とする。

入室及び機材の準備	5分以内
プレゼンテーション	15分以内
質疑応答	20分以内

エ 出席者

1 事業者につき、3名までとする。現場（事業）責任者となる予定の者は、

必ず出席すること。なお、出席できない場合は事前に市と協議すること。

オ 留意事項

プレゼンテーションは、提出した企画提案書を基に行うこととし、追加提案の説明や追加資料の配付は認めない。ただし、これらを踏まえた上で、パソコン及びプロジェクターによるプレゼンテーションを行うことは差し支えない。

パソコンは参加者が用意することとし、プロジェクター及びスクリーンは市が用意する。

(2) 評価項目及び評価内容

審査項目	配点	最低基準点
客観的評価 1～3	25	15
提案内容評価 4～9	75	45
合計	100	60

詳細は「ふじみ野市立児童発育・発達支援センター運営業務委託評価基準書」のとおり。委員の評価点を合計した上で、総得点の平均点を事業者の得点とする。

(3) 審査方法

「ふじみ野市立児童発育・発達支援センター運営業務委託評価基準書」に基づき、審査を行う。ただし、参考見積書の提示金額が2(5)で示す提案限度額を超えている場合は、当該企画提案書は審査から除外する。

(4) 受託候補者の選定

選定委員会の審査の結果、総得点の平均点が最も高い者を受託候補者とする。総得点の平均点が最も高い者が2者以上あるときは、評価項目のうち、「9-I. 障害児通所支援の実施にあたり発達支援についての理念はあるか」部分の点が高い者を受託候補者とする。以下、「9-III. 市、地域関係機関との連携協力体制(緊急時含む)についての考え方」、「4. 本業務受託に際しての考え方」の部分の順に点が高い者とする。

なお、プロポーザル参加者が1事業者になった場合でも審査は行い、評価点が最低基準点以上であれば候補者として決定する。

(5) 選定結果の通知

選定結果は、参加者全員に対し、参加表明書に記載された連絡先に電子メールで連絡した上で郵送する。

通知日 令和7年8月20日（水）

5 契約の締結

受託候補者と提出された企画提案書を参考に協議を行い、協議が整った場合に、別途定める予定価格の範囲内で契約を締結する。この協議の際、提出された企画提案書の内容を一部変更する場合がある。

また、受託候補者と協議が整わない場合にあつては、次に評価点の合計が高い者から順に協議を行う。

6 情報公開

（1）選定結果の公表

受託者決定後、市は受託者として選定された者及び審査結果を市ホームページで公表する。

（2）情報公開

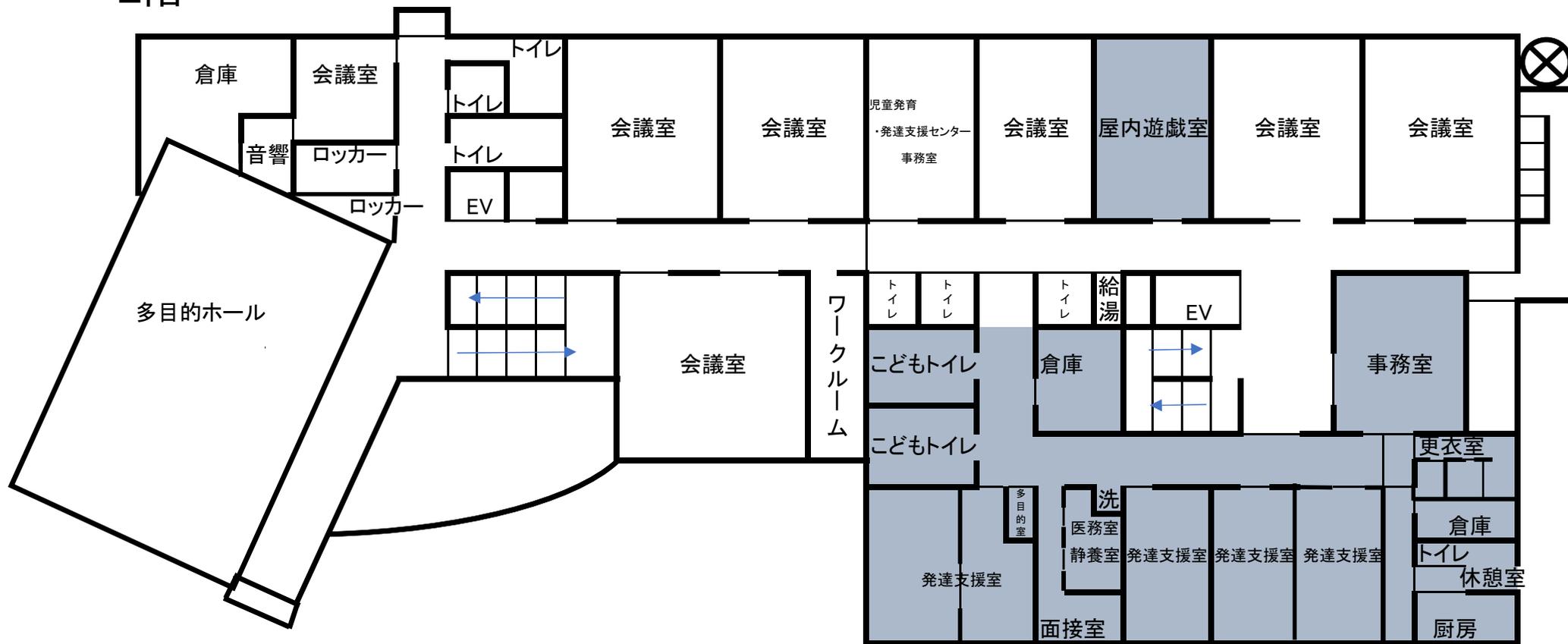
本プロポーザルに係る情報公開請求があつた場合、ふじみ野市情報公開条例（平成17年ふじみ野市条例第8号）の規定に基づき、提出書類を開示する場合がある。

7 問い合わせ先及び各種書類の提出先

ふじみ野市こども・元気健康部子育て支援課児童発育・発達支援センター
〒356-0011 埼玉県ふじみ野市福岡1丁目2番5号
電話：049-293-7874（直通） F A X：049-293-7875
E-mail：jihatsu@city.fujimino.saitama.jp

ふじみ野市総合センター「フクトピア」図面

2階



市民交流プラザ

■は 児童発育・発達支援センター施設

【児童発育・発達支援センター平面図】

※屋外遊戯場はセンター外のコミュニティ公園を適用

